

○ 特別史跡熊本城跡の概要

(1) 特別史跡の指定

① 指定年月日

1933年(昭和 8年) 2月28日〔史跡指定〕
1955年(昭和30年)12月29日〔特別史跡〕

② 面積

512,300.52 m² 2012年(平成24年) 5月現在

③ 指定説明

南方に向かって挺出した丘陵の広い先端部とその裾を占めた平山城である。もと茶臼山と称した高所を中心とし、旧千葉城跡及び古城の地域等に亘り、加藤清正が慶長 6年から同12年に至るまで凡そ 7年を費して築いた名城で、後ち細川氏がこの地に移封され、多少改修を施した。明治10年西南の役陸軍少将谷干城これを死守し、天守閣等櫓楼多く焼失したが、なお宇土櫓をはじめ城門、櫓等よく遺存し、石垣及び堀等もまたよく旧観を保ち、近世における城郭の典型として価値が極めて高い。

④ 構成要素

熊本城跡の構成要素の対象は旧城域とし、本質的価値を有する「特別史跡」指定地と史跡指定以外の地域に本質的価値を構成する枢要の諸要素及びそれ以外の諸要素が混在して存在する。史跡の本質的価値を構成する要素として、石垣や堀及び重要文化財建造物があり、それ以外の要素として歴史的建造物（復元建造物等）等がある。また、歴史公園（都市公園）としての緑もその要素のひとつである。

(1) 石垣

史跡を構成する重要な要素である石垣は加藤清正が構築し、細川忠利等が整備した石垣が良好に残されている。天正末から文禄、慶長期及び寛永期、江戸中期などの多様な石垣構築技術及びその変遷を知ることが出来る貴重な遺構である。石垣は延長約 8.7km、面積約78,000m²（概数）が残り、本丸地区に約90%が集中している。

(2) 堀

堀は本丸と西出丸、西出丸と二の丸を区分する箇所北西側に設置されているから堀が残り、水堀は本丸地区の備前堀のみである。加藤清正は坪井川を内堀、白川を外堀に見立てて整備したといわれている。

(3) 建造物

慶長から寛永期にかけて創建された建造物はかつて大小天守閣をはじめ櫓49、櫓門18、城門29が存在したといわれている。明治初期に軍の管轄下に入りその大部分が解体撤去されているが、明治10年の西南戦争直前の火災等を免れた、宇土櫓など13の建造物等が残り国の重要文化財に指定されている。

■ 熊本城内重要文化財（建造物）の指定

宇土櫓ほか12棟

● 指定年月日

1933年(昭和 8年) 1月23日

● 建造物の構造及び形式

宇土櫓 … 三重五階櫓、地下一階付	東十八間櫓 … 一重櫓、本瓦葺
続櫓：一重櫓、一部二階、総本瓦葺	北十八間櫓 … 一重櫓、本瓦葺
源之進櫓 … 折曲り一重櫓、本瓦葺	五間櫓 … 一重櫓、本瓦葺
四間櫓 … 一重櫓、本瓦葺	不開門 … 櫓門、左端入母屋造、右端切妻造、本瓦葺
十四間櫓 … 一重櫓、本瓦葺	平櫓 … 一重櫓、前面一部庇付、本瓦葺
七間櫓 … 一重櫓、本瓦葺	監物櫓 … 一重櫓、本瓦葺
田子櫓 … 一重櫓、本瓦葺	長堀 … 長さ242.44m (800.1尺)[1977年(昭和52年)実測]

● 概要

現存する重要文化財建造物は宇土櫓が堀より約20m の石垣上にあるなど、すべて高石垣の上に存在している。

配置図

